

(案)

令和4年3月22日

いちのみや市100周年実行委員会委員各位

いちのみや市100周年実行委員会
会長 中野 正康

「いちのみや市100周年実行委員会」の解散について

いちのみや市100周年実行委員会会則(以下「会則」という。)第21条の規定により、次のとおり本実行委員会を解散する。

1 解散の理由

一宮市制施行100周年記念事業の積極的かつ円滑な推進を図り、必要な事業を行い、会則第2条に規定する本実行委員会の目的を達成したため。

2 解散年月日

令和4年3月31日(木)

3 残余財産の帰属

会則第22条の規定により、本実行委員会解散時における残余財産は、一宮市に帰属するものとする。

【残余財産】

現金 1,227,980円(決算見込みに基づく予定額)

会則(抜粋)

(目的)

第2条 本会は、一宮市制施行100周年記念事業(以下「記念事業」という。)の積極的かつ円滑な推進を図るため、必要な事業を行うことを目的とする。

(解散)

第21条 本会は、その目的が達成されたときに総会の決議を経て解散する。

(残余財産の帰属)

第22条 本会が解散するときの収支決算において余剰金が生じたときは、その残余財産は一宮市に帰属する。